

四、世活役の歩を撤廃せしむべし。

五、公傷の場合日割老丹の休養手当を支給せしむべし。

尚公傷手当ては従前通り

昭和六年八月二日

日本運輸労働組合南千住支部

大野分會々員

才二 要求書

貴従業員一月の然意として再三接衝を重ね嘆息閉塞に達し

貴殿側の満足あり回意を求め得ざるは遺憾の至なり

而して更に或る事なきを思流し得ざるは此も余も余も死に

分故実に直面せざる折極全負再度協議の結果重少も貴殿

側、熟意を傾けず有るとも之を是の一吹三折の極を要求致し事

に相成候

致はる者皆従業員窮迫化に在る生活状態及此に依る最大

作度の要求の合理的内容更らば本尚題に對する用請わら

解決等を請考慮の上誠意ある回答を致し度々

右要求候也

一、出日老丹手当の天引制度を復活する事

一、人直り整理は現在也る事